

日本スペインピアノ音楽学会 会則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本スペインピアノ音楽学会（スペイン語名称:Sociedad Japonesa de Música Española para Piano、英語名称:The Japanese Society for Spanish Piano Music、略称:JSSPM）と称する。

(目的及び組織)

第 2 条 本会は、日本国内におけるスペイン文化圏ピアノ音楽の振興と普及、スペイン音楽全般についての研究を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)演奏会・研究会の開催 (2)会報および研究資料の刊行 (3)その他スペイン文化圏の音楽の普及やスペイン文化交流のために必要な活動

(役 員)

第 4 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 1 名、理事 若干名、会計 1 名、監査 1 名

(役員を選出)

第 5 条 会長は立候補、または副会長および理事によって推薦された者から理事会の選挙によって選出し、総会において報告する。

2.副会長、理事、会計、監査は会長の依頼によって選出され、総会の議決において承認される。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 理事は、役員会において、事業・予算・組織編制に関する方針を決め、事務局への助言や関係団体・機関との連携などで、業務遂行、会の運営に寄与する。

4 会計は、常に適切な財務状況を把握し、役員から質問等あったときに常に現状報告できるようにその職務を遂行する。

5 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(顧問 及び 参加)

第 8 条 本会に、名誉会員及び顧問をおくことができる。

2 名誉会員及び顧問は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(本部)

第 9 条 この会の本部を、東京都練馬区桜台 3-48-10-503 株式会社サーフ・エンターテイメントにおくものとする。

(事務局)

第 10 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(事務所)

第 11 条 この会の事務所は、東京都練馬区桜台 3-48-10-503 株式会社サーフ・エンターテイメントに置くものとする。

(経費等)

第 12 条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(会員)

第 13 条 この会の会員は次の 5 種類とする。

(1)正会員は、学士・修士・博士、海外教育機関で器楽(ピアノ)を専攻した者、または大学においてピアノを研究教授する者または研究教授した者、あるいはこの研究に関心を持ち、相当の経歴のある者で、スペイン音楽の研究・振興・普及を目指し、会員

の親睦を図ることに賛同する者とする。(2)准会員は、スペイン音楽の研究・振興・普及を目指すことを願う音楽家や愛好者とする。(3)学生会員は、音楽の研究を志している学生(院生は対象外)(4)賛助会員は、この会の事業を応援・賛助する者とする。(5)法人会員は、この会の目的に賛同し、支援する法人とする。

(入 会)

第 14 条 会員として入会しようとする者は、会員 1 名と理事 1 名の推薦を必要とし、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得、初年度会費納入手続きを取るものとする。

(退 会)

第 15 条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。(1)会費を3年以上納入しないとき。(2)会への誹謗中傷や会の名称の不適切な使用など公序良俗違反、その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

(会 費)

第 16 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。但し、会計期間を半期過ぎて入会する場合は、初年度の会費を半額とする。

- (1)正会員 5,000 円
- (2)准会員 3,000 円
- (3)学生会員 2,000 円
- (4)賛助会員 10,000 円
- (5)法人会員 30,000 円

(総 会)

第 17 条 この会の総会は、正会員・准会員・賛助会員・学生会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則、事業等の変更

(2)解散

(3)事業計画及び収支予算並びにその変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員を選任又は解任

(6)その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。但し、委任状を持って出席とできる。 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 19 条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(その他)

第 21 条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

(委任)

第 22 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 23 条 この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

附則

本会則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

本会則第 9 条と第 17 条を、令和 2 年 7 月 20 日より変更する。

本会則第 8 条を、令和 4 年 7 月 20 日より変更する。

本会則第 16 条を、令和 5 年 7 月 1 日より変更する。

本会則第5条を、令和6年7月7日より変更する。